

平成 29 年度群馬県食品衛生監視指導計画の概要

策定の目的

食品衛生法第 24 条第 1 項の規定により、都道府県等は監視指導の実施に関する計画を定めることとしています。

群馬県食品衛生監視指導計画は、食品関係施設への監視指導や県内流通食品の検査について定め、本県の食品安全確保を目的としています。

前年度計画との主な相違点

- ・ H A C C P による衛生管理は国際標準として食品の安全性向上に有用であり、国により H A C C P の義務化が検討されていることから、県内事業者に対して H A C C P システムの理解促進や導入支援をしていきます。
- ・ 牛海綿状脳症（ B S E ）対策については、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）に伴い、健康と畜牛の B S E 検査が廃止になるため、本計画の重点監視事項から除きました。

適用区域及び実施期間

- ・ 適用区域・・・群馬県内全域（中核市を除く）
- ・ 実施期間・・・平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

監視指導の実施体制

- ・ 食品・生活衛生課・・・監視指導計画及びその他の施策の策定、公表
国、他都道府県市、庁内関係各課との連絡調整
- ・ 食品安全推進室・・・食品衛生に関する情報の提供、リスクコミュニケーションの実施
食品衛生検査施設の信頼性確保
- ・ 保健福祉事務所・・・食品関係施設の監視指導
- ・ 食肉衛生検査所・・・と畜検査、食鳥検査及び衛生指導
- ・ 衛生環境研究所・・・発生事案に係る検査、有害物質モニタリング検査
- ・ 食品安全検査センター・・・食品の規格・基準の検査（微生物検査、理化学検査）
厚生労働省、消費者庁、他都道府県市の関係部局及び警察等と連携、協力しています。

食品関係施設への監視指導

平成 29 年度に重点的に取り組む事項

1 食品安全対策の推進

(1) 食中毒未然防止対策の強化

県内及び全国の食中毒発生状況を踏まえ、ノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、自然毒を中心に発生防止対策を強化します。

(2) 食品等事業者における自主衛生管理の推進及び H A C C P による衛生管理の普及促進

自主衛生管理の推進とともに、H A C C P による衛生管理の導入支援に努めます。

(3) 残留農薬等に係る食品衛生確保

(4) 輸入食品対策

(5) 食物アレルギー対策

(6) 放射性物質汚染食品対策

2 食品表示の適正化の推進

食品表示法に基づく食品表示の理解促進と適正化指導に努めます。

特別監視指導計画

観光地やイベント会場における食品事故の未然防止対策として、宿泊施設や臨時営業施設等の監視指導を行います。

災害発生時の食品衛生の確保

災害発生時の被災地における食品衛生の確保に努めます。

立入検査計画

食品関係施設を食品衛生上の観点から重要度を評価し、A～Dランクに分類し監視指導を行います。

ランク	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	合計
立入回数	年3回以上	年2回以上	年1回以上	50%以上	
対象施設数	5	412	6,258	29,366	36,041
監視目標回数	15	824	6,258	14,683	21,780

食品等の検査

県内で生産、製造、流通等される食品の衛生検査を実施します。

- ・理化学検査・・・ 1,177 検体
 - ・微生物検査・・・ 561 検体
 - ・食品安全企画検査・・・ 100 検体
- 合計 1,838 検体（うち、輸入食品 250 検体）

リスクコミュニケーション

食の安全に関する情報発信を充実するとともに、県民と食品等事業者との相互理解を促進します。

- 1 本計画の策定にあたって、広く県民の意見を聴取し計画に反映させます。
- 2 県民や事業者との意見交換会や講習会等を開催します。
- 3 県ホームページや情報紙、データブック等の充実を図り、県民へ食品衛生に関する最新情報を提供します。

食品等事業者の自主的な衛生管理

食品等事業者の自主的な衛生管理の向上のため、HACCPによる衛生管理の普及啓発及び「群馬県食品自主衛生管理認証制度」の促進を図ります。

食品衛生に係る人材育成及び資質向上対策

- 1 食品衛生等に関する職員に研修会を実施するとともに、国が開催する研修会等へ積極的に派遣します。
- 2 県が委嘱している食品衛生推進員の知識、技術向上のため研修会を開催します。